

監査公告第 12 号

定期監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 7 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

教育委員会定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・ 高校魅力化推進アドバイザー業務について、次のとおり意見を付す。

新たな事業の開始にあたり、高い専門性や活動実績のある相手方と契約できたことは大いに期待するところである。また、コンサルティング業務の価格の妥当性は判断が難しいものと理解するが、今回、市が定めた仕様書では、業務の内容や総量、成果指標などが明確とは言えない。随意契約において、契約選定の公正性・契約金額の妥当性を確保するためには、発注時の仕様設定等が非常に重要である。

については、速やかに本業務の数量内訳など事業評価の判断材料を明確化し、実績報告時に精査を行うとともに、今後は適正な仕様書作成に努められたい。

対 応

本業務については、本年度事業における内容を月次会議等で確認するとともに、実績報告において内容を精査し、適正に業務が執行されたかを判断します。判断基準を明確にして、来年度以降は、仕様書の適正化に努めてまいります。